

独立行政法人大学評価・学位授与機構運営委員会（第28回）議事要旨

- 1 日 時 平成23年6月16日（木） 15:30～17:30
- 2 場 所 学術総合センター 1112会議室
- 3 出席者 阿知波、新井、池田、大竹、岡澤、鈴木、北原、高坂、河野、島田、城山、瀧田、中原、西村、二宮、水谷の各運営委員
（上條、川村、古城、前田、丸山の各運営委員は委任状提出）
平野機構長、岡本理事、福島理事、一居管理部長、児島評価事業部長ほか機構関係者
- 4 運営委員会（第27回）議事要旨について
平成23年3月に開催された運営委員会（第27回）（持ち回り）議事要旨（案）が確認され、確定版として了承された。

5 議 事

《審議事項》

（1）客員教員の選考について

客員教員候補者1名の選考について審議が行われ、原案どおり承認された。

（2）各種委員会委員等の選考について

①会長一任による追加発令について

学位審査会専門委員1名、大学機関別認証評価委員会専門委員1名及び法科大学院認証評価委員会専門委員3名について、会長一任により追加発令を行った旨の報告があり、了承された。

なお、これまでと同様、委員会委員等に急遽、欠員補充等の必要が生じた場合は、その選考を会長に一任することとされた。

②国立大学教育研究評価委員会委員等

国立大学教育研究評価委員会委員等の選考について審議が行われ、原案どおり承認された。

③大学機関別認証評価委員会専門委員

大学機関別認証評価委員会専門委員の選考について審議が行われ、原案どおり承認された。
主な意見は以下の通り。

(○：運営委員 ●：事務局 以下同じ)

○ 大学機関別認証評価委員会のような機構の認証評価における最上位の委員会委員の人選の方針について、大学の評価に直接関わっている現職の学長のような方よりも、それを経験した学長経験者のような方に重きを置く方が良いのではないかと。

● 意見の趣旨は理解する。一方国立大学法人評価のように、非常に長期間をかけて検討を進める委員会があり、委嘱当時は現職の方でも、実際の評価実施時には現役を退いていることもある。委員の人選については以上のことも考え行っている。

(3) 平成 22 事業年度に係る業務の実績について

独立行政法人通則法第 32 条第 1 項の規定により、文部科学省独立行政法人評価委員会の業務実績評価を受けることとされている平成 22 事業年度業務実績報告書等について審議が行われ、原案どおり承認された。

また、本件は、評議員会に諮ることとされた。今後修正の必要が生じた場合は、機構長に一任することとされた。なお、主な意見は以下のとおり。

○ 現在、各大学は機構を含め様々な機関から研究活動の状況や、社会貢献活動に係るデータの提出を求められているが、それぞれフォーマットが異なるため非常に非効率な状態が問題となっていると認識している。研究データに関しては、府省共通研究開発管理システムである e-Rad、科学技術振興機構の Read 及び国立情報学研究所の Resarchmap においてメタデータの検討を行い、統一フォーマットに来年度から移行する予定である。機構が実施している評価に関する調査及び研究の中で、こうしたメタデータに関して協調的な調整の検討するというような意思はないか。

● 評価を実施するにあたっては、各大学の教育情報が必要であるが、我が国では、この点のデータベースの整備が遅れている状況にあると認識している。今般、学校教育法施行規則が改正され、教育情報の公表義務が課せられたこと等も関連し、文部科学省において、大学情報のデータベースの在り方についての検討が開始されたところであり、この枠組みの中で、教育情報や研究データ等を一元化したデータベースのあり方の議論が進むことを期待している。

○ 機構が行う大学等の評価は、非常に微妙な差を評価しており、一般の方々の求めるものと異なるような気がする。また、調査研究の一つに「国を越えた高等教育機関間の学生移動と単位互換に関する調査及び情報の提供」とあるが、外国からは我が国の大学の教員は、日本人で固まっているという印象を持たれており、国を越えて教員が移動できるような仕組みについての研究等、機構が役割を果たすことはできないか。

● 第 2 サイクルから、機関別認証評価とは分離独立的に、選択的な評価項目を設け、機能別評価を実施することとしている。その項目の 1 つとして大学における国際性について評価することの検討を進めている。このような評価を実施することにより、単位の国際通用性などについて対応できるのではないかと考えている。機能別に大学の個性を評価していくことが重要で、一般に注目されている一本の線上で順番を付けるようなことはすべきでないと考えている。

(4) 平成 22 事業年度財務諸表等について

独立行政法人通則法第 38 条第 1 項の規定により、文部科学大臣へ提出し承認を受けることとされている平成 22 事業年度財務諸表等について審議が行われ、原案どおり承認された。

また、本件は、評議員会に諮ることとされた。今後修正の必要が生じた場合は、機構長に一任することとされた。

(5) 教員の任期に関する規則の改正について

任期を定めて雇用されている機構の教員が、その任期中に出産、育児などの理由により研究を一時的に離れることとなった場合であっても、規則に定められた当該教員の本来の任期を研究に従事することができるようにすることを目的として、教員の任期に関する規則を改正することについて審議が行われ、原案どおり承認された。

《報告事項》

(1) 国家公務員の給与の臨時特例に関する法律案について

平成 23 年 6 月 3 日に閣議決定された国家公務員の給与減額支給措置の概要について説明があり、「国家公務員の給与の臨時特例に関する法律案」が成立した場合には、国からの要請を踏まえ、機構役職員の給与についても国家公務員に準拠した対応をとることとしたい旨報告があった。

なお、本件については、国会の審議状況を見つつ、法案成立の時期によっては持ち回りの形も含めて本運営委員会に諮ることとされた。

(2) 評価事業について

評価事業の状況について報告があった。主な意見は以下のとおり。

○ 「キャンパス・アジア」パイロットプログラムとはどのような内容か。また、機構のミッションとどのように関係するのか。

● 政府の世界展開力強化事業の一環として実施する日中韓の学生の交流プログラムである。現在、政府が事業内容について公募を行っており、本年秋に交流先の大学を決定していくとのことである。機構のミッションとの問題としては、当機構もメンバーとなっている日中韓質保証機関協議会で、学生の交流について、基本とする単位のあり方、単位互換に関するガイドラインの検討が進められているところであるが、「キャンパス・アジア」パイロットプログラムにおいても、交流事業として単位の取得を含めていることから、そのためのモニタリングを実施するということである。

(3) 学位授与事業について

学位授与事業の状況について報告があった。主な意見は以下のとおり。

○ 学位取得者数に関する資料について取得者数のみでなく、申請者数も母数として記載していただきたい。

6 その他

平成23年度の教員選考委員会の委員並びに委員長について、規定に基づき指名された旨説明及び協力依頼があった。

次回の運営委員会は、案件に応じて別途調整することとし、詳細については、後日事務局より連絡することとされた。